

令和6年度豊中市各経済歳入歳出決算及び令和6年度豊中市病院
事業会計歳入歳出決算不認定に係る措置の報告について

令和6年度豊中市各経済歳入歳出決算及び令和6年度豊中市病院事業会計歳入歳出決算不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項及び地方公営企業法第30条第8項の規定により報告する。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

1. 不認定となった日

令和7年（2025年）11月28日

2. 講じた措置の内容

(1)本市の事務慣行などの見直しを進めるための措置

- ① 決算不認定の事実に真正面から向き合い、契約事務に限らず、前例踏襲型の事務慣行がないか、すべての仕事を見直し、確認すること、また、豊中のさらなる発展と市民サービスの向上に向け、職員一丸となって変革を遂げていくよう取り組むことを令和7年12月2日付で市長から全職員に向けて通知を発出した。
- ② 豊中病院において、決算不認定の結果を受けての危機意識をもち、事務慣行の見直し、変革の加速化・強化に主体性をもって取り組むことを令和7年12月10日付で病院事業管理者、総長、病院長連名で職員に向けて通知を発出した。
- ③ 事務改善について、職員から市長に直接提案できる仕組みを整え、令和7年12月11日より運用を開始し、必要なものは速やかに改善を進めることとした。

(2)不適切な契約事務の執行に対する再発防止策としての措置

①事務処理の適正な執行に関する措置

ア. 豊中市随意契約ガイドラインの改正

令和7年10月30日付で豊中市随意契約ガイドラインを改正し、第5号随意契約の対象範囲と適用の判断基準、事務手続きの流れを明確化し

た。あわせて、第5号随意契約の適用判断チェックリストを作成し全庁に周知した。

イ. 見積書徴取に関するルールの特明確化

見積書徴取にあたっては、「事業者毎の契約回数や見積合わせ参加数等を勘案し、特定の事業者に偏らないよう選定すること」「見積書の提出依頼は原則文書等で行うこと」「見積りの依頼事業者がお互いに分からないようにすること」「特定の事業者に他の事業者の見積書のとりまとめを求めないこと」等、見積書徴取に関するルールを令和7年10月6日付で明確化した。あわせて、見積合わせの透明性を確保するため、見積書の徴取にあたっては、「件名」「事業者選定者」「選定した事業者名」「見積金額」等を記録することとした。

②コンプライアンス遵守に関する措置

契約事務に係るコンプライアンス遵守のため、令和7年10月10日付で職員へ、また、令和8年1月7日付で事業者に次のとおり周知した。

ア. 職員への周知

個人的な判断や都合で法令等に定められた手続きを省略、変更しないこと。公平、公正に事業者に対応すること。予定価格等の秘密を保持すること。合理的な理由もなく恣意的に細分化して発注しないこと。

イ. 事業者への周知

市職員からの見積書のとりまとめ等に決して応じないこと。

③その他の措置

ア. オープンカウンター方式の導入

調達競争性を高めるため、少額随意契約における物品調達等で、オープンカウンター方式（見積りの相手方を特定せず公募形式により広く見積書の提出を募り契約の相手方を決定する方式）を令和8年度から試行導入し、検証を進めることとした。

イ. 契約結果の公表

調達、売払いの透明性を高めるため、これまで公表していなかった競争入札の結果を令和8年度分から公表し、検証を進めることとした。

ウ. 入札参加資格審査申込（事業者登録）機会の拡大

調達競争性を高めるため、入札参加資格審査の申込機会（登録事業者数を増やす機会）の拡大に向け、まずは令和8年度から市内事業者の随時登録を導入し、検証を進めることとした。

エ. 内部統制制度の強化

今年度のリスク評価シートの項目に「不適切な分割発注」「見積書徴取の誤り」を追加し事務を点検することとした。また、契約事務の評価、改善のプロセスを強化するため、令和8年度の内部統制制度の重点項目に契約事務を再設定することとした。